

佐波川河川整備アドバイザー会議 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、佐波川河川整備アドバイザー会議(以下、「会議」と称する。

(目的)

第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長が作成した「佐波川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下、「整備計画」)に基づき実施している事業の進捗状況や河川整備に関する新たな視点等に関して意見を聴く場として設置するものである。

2. 整備計画の変更を行う場合においては、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、学識経験を有する者の意見を聴く場とする。
3. 整備計画の変更等に伴い事業評価が実施される場合は、再評価の対象事業の評価を行い意見を聴くものとする。

(組織等)

第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。

2. 委員は別表に掲げる委員で構成する。
3. 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
4. 会議に、流域内地方自治体で構成するオブザーバーを置くことができる。
5. 整備計画を変更する場合は、流域内地方公共団体の意見を聴くものとする。

(委員会)

第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会議の運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が指名するものが、委員長の職務を代行する。
4. 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(会議の招集)

第5条 会議は、委員長が事務局等と相談し必要なときに招集する。

2. 委員の代理出席は、原則として認めない。
3. 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 整備計画の変更を伴う場合は原則、会議を公開するものとし、公開方法については会議で定めるものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所に置く。

(雑則)

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会議で諮って定める。

(附則)

この規約は平成29年2月28日から施行する。

一部改正、令和2年3月13日

<別表>

<委員>

| 氏名 | 職名 |
|-------|-------------------------|
| 赤松 良久 | 山口大学大学院創成科学研究科 准教授 |
| 朝位 孝二 | 山口大学大学院創成科学研究科 教授 |
| 有吉 宏樹 | 元 山口経済研究所 常務理事 |
| 榊原 弘之 | 山口大学大学院創成科学研究科 教授 |
| 関根 雅彦 | 山口大学大学院創成科学研究科 教授 |
| 竹下 直彦 | 水産大学校水産学研究科 教授 |
| 深田 三夫 | 山口大学農学部 名誉教授 |
| 森江 堯子 | NPO 法人国際環境支援ステーション 副理事長 |

(敬称略 五十音順)